

社会福祉法人すずみ会 緑が丘ひよこ保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ緑が丘ひよこ保育園が説明しておくべき事項

令和5年1月16日

◎運営主体

名称	社会福祉法人すずみ会
所在地	千葉県八千代市八千代台北 17-7-10
電話番号	047-482-0121
代表者職氏名	理事長 田口 賢

◎施設概要

施設の種類	保育所
施設の名称	緑が丘ひよこ保育園
施設の所在地	八千代市緑が丘西 1-8-76
電話番号	047-455-8066
施設長	中基 和貴
受入年齢	生後 57 日目～小学校入学前
利用定員	0 歳児 6 名 1・2 歳児 21 名 3 歳児以上 33 名 計 60 名
開設年月日	令和 2 年 4 月 1 日

◎施設の目的及び運営の方針

緑が丘ひよこ保育園（以下「当園」という）は、児童福祉法第 39 条の規程に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る事を目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、子どもの最善の利益を第一に、福祉を積極的に増進するよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもの利益のため保育園における環境を通して養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

◎施設の概要

(1) 園舎等の概要

敷地面積	343.55 m ²
園舎の構造・規模	鉄筋コンクリート造 3 階建て
園舎面積	451.87 m ²
園庭面積	76.39 m ²

1. 主な設備

設 備	部屋数	面積	備考
乳児室			
ほふく室	1 室	52.81 m ²	
保育室	2 室	99.27 m ²	
調乳室	1 室	6.84 m ²	
沐浴室	1 室	20.25 m ²	
調理室	1 室	31.76 m ²	
事務室	1 室	47.58 m ²	

2. 提供する保育の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

- ・ 保育園の性質上、まずは健康であることと考え、“元気で預かりしたら、元気で返す”をモットーに保育をすすめます。
- ・ また、“教育は文化である”と考え、子どもたちに質の高い文化の提供を行い、且つ、五感を通してワクワク、ドキドキする体験をしていきます。
- ・ 大事な人様の子をお預かりし、子どもは立派な人格を持っているということを常に念頭におき、丁寧に保育をすすめます。

※ 当園では病児保育を行っておりません。体調によってはお預かりできないことがあります。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1 人	運営の統括、子ども・職員・施設の管理
主任保育士	1 人	保育の統括、地域の子育て支援
保育士(常勤パート、パート含む)	13 人	保育業務
看護師	1 人	子ども・職員の健康管理
栄養士	1 人	栄養管理、献立作成、給食調理、給食指導
調理員	2 人	給食調理
事務	1 人	事務担当
時間外職員	12 人(有資格者 1 人)	時間外保育業務
警備員	2 人	駐車場整備、玄関安全確認

・嘱託医

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を結んでいます。

(1) 内科

医療機関の名称	どいこどもクリニック
医師名	土井 弥寿子
所在地	八千代市八千代台西 2-2-7
電話番号	047-483-4885

(2) 歯科

医療機関の名称	あいはら歯科医院
歯科医師名	栗飯原 靖司
所在地	八千代市八千代台東 3-12-1
電話番号	080-4199-4618

4. 保育の提供を行う日及び時間帯

月曜日から土曜日まで保育実施。

日曜、祭日、年始年末(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

但し、災害などで運営困難な場合は休園になることもあります。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。実際に保育の提供を行う時間帯は、それぞれの保護者の就労時間・通勤時間を基本にし、園長と確認の上個別に決定します。なお、18時以降の時間帯において、就労時間、通勤時間の理由により保育が必要な場合は、19時までの間で必要な時間が延長保育時間となり、個別に決定します。尚、仕事が休みの際に保育が必要な場合は、8時30分から16時30分の時間内で利用することができます。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもの場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。尚、7時から8時30分までと16時30分から19時までは、園長の判断のもと、利用することができます。

5. 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた方は、八千代市に対し、八千代市が認める保育料（標準時間または短時間）を市が指定する口座にお支払ください。尚、3歳児クラスから5歳児クラスは保育の無償化の対象となります。また、市の規定により保育料等が軽減、減免の対象になる場合があります。

(2) その他保育等の提供を要する実費徴収額等

保育料の他に次にあげる費用をご負担いただきます。園への各料金は口座引き落としとなります。料金は月末に締め、翌月 27 日に引き落としとなります。入園の際、それぞれのお子様の口座振替の手続きをしてください。引き落とし前に、必ず口座の残高をお確かめください。尚、口座振替の手数料は 1 件につき 90 円となります。

◎園にお支払いいただく必要があるもの

- ・日本スポーツ振興センター掛金 300 円／年度ごと ※口座引き落とし
- ・カラー帽子 940 円（業者から直接納入） ※現金集金

※今後、値段が変わることもあります。

クラスごとに色が異なります。1 才児から就学まで使用します。

- ・バス遠足を行う等、状況によっては交通費などの実費

- ・延長保育の料金

延長料金が発生する時間帯

保育短時間認定の方 7:00~8:30 16:30~19:00

保育標準時間認定の方 18:00~19:00

※いかなる事由においても、お支払いいただきます。

*短時間認定保育の方

7:00	8:30	16:30	19:00
200 円／30 分	保育短時間 (8:30 ~ 16:30)	200 円／30 分	

*標準時間認定保育の方

7:00	18:00	18:30	19:00
保育標準時間 (7:00 ~ 18:00)	200 円／30 分 上限 1,500 円	200 円／30 分 上限 1,500 円	

- ・開園時間外の料金

当園の開園時間は 7 時から 19 時です。7 時以前 19 時以降の保育は行っておりません。

やむをえず 19 時を過ぎてしまう場合は必ずご連絡ください。

尚、別途料金（200 円／10 分）が発生します。

・給食費（3歳児から5歳児クラス）

3歳児から5歳児クラスのお子様は保育無償化の対象となっておりますが、給食費は無償化の対象外となります。給食費は当園にお支払いください。

尚、0歳児から2歳児はお支払いいただく保育料の中に給食費が含まれています。

給食費を別途お支払いいただく必要はありません。また、市の規定により、給食費が免除となる場合があります。

『年間経費を按分している基本的な考え方に基づき、月単独で見れば余剰と考えられる額についても通常どおり徴収し、今年度の食材購入費として使用します。』

上記の八千代市の方針を元に、保育園の開園が限定された場合においても原則、給食費の減額はしないものとさせていただきます。

給食費 月額 7,200円

6. 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園の利用は、八千代市から特定教育・保育の実施について委託を受けた時に、開始するものとしします。
- (2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法、その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、または、その他利用の継続について重要な支障、もしくは困難が生じたときに、終了するものとしします。
 - ・入園は市役所 子ども保育課に申請してください。
 - ・退園、転園は前月の10日までに市役所 子ども保育課に提出してください。

7. 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者に連絡をします。また、医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとしします。

8. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応します。
避難・備蓄用品	避難用リュック、ミネラルウォーター、食糧、懐中電灯 他
避難場所	園庭、みどりが丘小学校（八千代市緑が丘西3-14）

9. 苦情・要望に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 副園長 柏木 裕子 ・苦情解決責任者 園長 中臺 和貴 <p>苦情・予防等のご相談は、直接、または電話にて担当者までお申し出ください。</p>
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・星 久美子 (047-485-8271)

10. 食物アレルギー児への対応

医師の診断に基づき、可能な限りアレルギー除去食を提供しています。

11. 虐待などの防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、状況を確認し、関係機関と連携を図り必要なサポートをします。

肩より上に出来ている不自然な傷、衣類により見えづらい場所の痣等を発見した場合は虐待防止マニュアルに従い関係機関へ連絡させていただきます。

12. 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターでの児童災害共済
保険の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費 療育に要した医療費総額 500 点 (5,000 円) 以上が支給対象 ・障害見舞金 ・死亡見舞金

保険の種類	全国私立保育園連保険制度
保険の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対人 1 名 2 億円 ・1 事故 10 億円 ・対物 1 事故 200 万円

13. 駐車場について

- ・当園敷地内 2 台
- ・はぐみの杜モータープール No.14・15 2 台 計 4 台
- ・駐車場内での事故に関しましては当園では一切の責任を負いません。

14. 個人情報について

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限範囲内において使用致します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう入学する予定の小学校との間での情報提供
- ・他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整
- ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供
- ・他施設で課外活動を行った際に撮った写真を施設側より提供依頼された場合、個人情報の扱いについて十分に説明した後、顔、名前等で個人が特定できない写真を提供することがあります。

15. 写真、動画の撮影、ホームページへの写真、動画掲載について

写真や動画の撮影

- ・保護者によるお子様の写真、動画撮影についてですが、運動会・発表会・卒園式に関しては、保護者の撮影は可能です。肖像権、個人情報保護法のため、撮影した写真等をインターネット上に公開しないでください。お子様の撮影を希望されない保護者の方がいることをご承知おきください。尚、お子様の写真、動画撮影を希望されない方は必ず園にお申し出ください。

業者による写真の撮影と販売について

- ・全園児対象に、年に数回、業者による写真の撮影と販売を行います。撮影業者は契約先カメラマンにお願いしています。インターネット上での販売となり、保護者の方及び職員に配布するアクセスコードを入力していただくことで写真の閲覧、購入ができます。

ホームページへの写真の掲載について

- ・園のホームページに、お子様の写真を掲載させていただきます。保護者の方のみ閲覧できるため鍵付きのページからアクセスできます。掲載する際はID とパスワードをお知らせします。また、年度途中で転園、退園される方は、悪用なされないことをお約束ください。

※上記の事項については、入園時の同意書をもちまして同意されたものとします。

以上

◎意見・要望（苦情を含む）等の申し出窓口の設置について

当園では、保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、さらなる職員の資質向上に取り組み社会福祉法第 82 条の規定により、利用者皆様のご意見・ご要望（苦情を含む）申し出窓口を設置し、意見・要望に対して適切に対応する体制を整えています。

当園における意見・要望等の相談解決責任者、受付担当者、第三者委員を下記のように設置しています。

記

- | | | | |
|----|---------|-------|---------------------|
| 1. | 相談解決責任者 | 中藁 和貴 | （緑が丘ひよこ保育園 園長） |
| 2. | 受付担当者 | 柏木 裕子 | （緑が丘ひよこ保育園 副園長） |
| 3. | 第三者委員 | 星 久美子 | （連絡先 047-485-8271 ） |

◎意見・要望等の受付・解決方法

(1)意見・要望等の受付

意見・要望等は面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。
尚、第三者委員に直接申し出することもできます。

(2)意見・要望等の受付の報告、確認

受付担当者が受け付けた意見・要望等を相談解決責任者と第三者委員
（相談者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。

(3)意見・要望のための解決話し合い

相談解決責任者は相談者と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、相談者は
第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。尚、第三者委員の立ち合いによる
話し合いは、次のように行います。

- （ア） 第三者による意見・要望の内容の確認
- （イ） 第三者による解決案の調整、助言
- （ウ） 話し合いの結果や改善事項の確認

(4)都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本園で解決できない場合は、下記の千葉県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に
申し立てすることができます。

千葉県運営適正化委員会

〒260-8508 千葉県中央区千葉港 4 番 3 号（千葉県社会福祉センター内）

TEL : 043-246-0294 FAX : 043-246-0298

E-mail : support@chibakenshakyō.com